

◎新潟県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年9月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 山北朝日線
- 2 供用開始の区間
村上市寒川字大俣2031番1から同市寒川字大俣2019番まで
- 3 供用開始の期日 令和7年9月5日